



定期第 5 7 0 号 令和 5 年 3 月 3 1 日 発行

目 次

【選挙管理委員会告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-----|--|------|
| 4 4 | 徳島県議会議員一般選挙の期日を告示する件 | |
| 4 5 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙において繰り上げて投票を行う投票区を告示する件 | |
| 4 6 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙を同時に行うことを告示する件 | |
| 4 7 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定める件 | |
| 4 8 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を定める件 | |
| 4 9 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙における投票用紙の様式を定める件 | |
| 5 0 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任する件 | |
| 5 1 | 令和 5 年 4 月 9 日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を告示する件 | |

【選挙長告示】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-----|--|------|
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における徳島選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における鳴門選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における小松島・勝浦選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における阿南選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における吉野川選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |

【選挙長告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--|------|
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における阿波選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における美馬選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における三好第一選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における名西選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における那賀選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |

【選挙長告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--|------|
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における海部選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における板野選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |
| 1 | 令和5年4月9日執行の徳島県議会議員一般選挙における三好第二選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えるとき又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件 | |

徳島県選挙管理委員会告示第四十四号

徳島県議会議員一般選挙の期日は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年四月九日

徳島県選挙管理委員会告示第四十五号

令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 市町村名 | 投票区名 | 投票の期日 |
|------|-------|----------|
| 阿南市 | 伊島投票区 | 令和五年四月八日 |

徳島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第一項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙と徳島県議会議員一般選挙を同時に行つ。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

第一 徳島県知事選挙の投票

第二 徳島県議会議員一般選挙の投票

徳島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

第一 徳島県知事選挙の開票

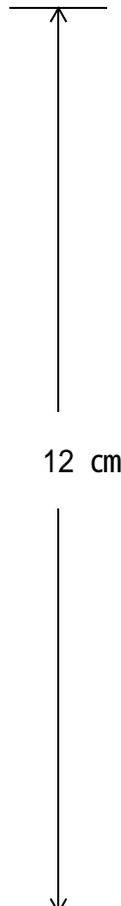
第二 徳島県議会議員一般選挙の開票

徳島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎



令和五年四月九日執行

徳島県議会議員一般選挙投票

注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

印

候補者氏名

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はオレンジ色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙（点字分は上質紙九十キログラム）とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。

徳島県選挙管理委員会告示第五十号

令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。
令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 選挙区名 | 住所 | 氏名 | 選挙長の職務を代理すべき者 | |
|--------|--------|------|---------------|------|
| | | | 住所 | 氏名 |
| 徳島 | 阿南市 | 賀原一徳 | 板野郡松茂町 | 清水豊 |
| 鳴門 | 徳島市 | 河原英治 | 徳島市 | 板東純平 |
| 小松島・勝浦 | 徳島市 | 木野内敦 | 徳島市 | 仁田真希 |
| 阿南 | 徳島市 | 阿利政徳 | 徳島市 | 田村岳之 |
| 吉野川 | 徳島市 | 大野文哉 | 徳島市 | 廣瀬幸佑 |
| 阿波 | 徳島市 | 中野誠司 | 徳島市 | 清原大輔 |
| 美馬 | 美馬市 | 藤川忠大 | 美馬市 | 住友晴香 |
| 三好第一 | 板野郡藍住町 | 木内健二 | 徳島市 | 金井綾花 |

| | | | | |
|--------|------|------|------|--------|
| 三好第二 | 板野 | 海部 | 那賀 | 名西 |
| 徳島市 | 徳島市 | 徳島市 | 徳島市 | 徳島市 |
| 森重之 | 岡本理恵 | 唐渡茂樹 | 若松英昌 | 岡崎仁美 |
| 板野郡藍住町 | 徳島市 | 徳島市 | 徳島市 | 板野郡松茂町 |
| 徳永彩乃 | 折目卓士 | 岡真澄 | 永田賢志 | 大久保真琴 |

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

| 選挙区名 | 選挙会の場所 | 日 時 |
|--------|---------------------------------|-----------------------|
| 徳島 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時十五分 |
| 鳴門 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時十五分 |
| 小松島・勝浦 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時十五分 |
| 阿南 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時十五分 |
| 吉野川 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時三十五分 |
| 阿波 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時三十五分 |
| 美馬 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時三十五分 |
| 三好第一 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時五十五分 |
| 名西 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時五十五分 |
| 那賀 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十時五十五分 |
| 海部 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十一時十五分 |
| 板野 | 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室 | 令和五年四月十一日 午前十一時十五分 |

三好第二

徳島県職員会館内 第一会議室

午前十一時十五分

徳島県議会議員一般選挙徳島選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における徳島選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙徳島選挙区選挙長 賀 原 一 徳

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙鳴門選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における鳴門選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙鳴門選挙区選挙長 河 原 英 治

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙小松島・勝浦選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における小松島・勝浦選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙小松島・勝浦選挙区選挙長 木 野 内 敦

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙阿南選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における阿南選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙阿南選挙区選挙長 阿 利 政 徳

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙吉野川選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における吉野川選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙吉野川選挙区選挙長 大 野 文 哉

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙阿波選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における阿波選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙阿波選挙区選挙長 中 野 誠 司

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における美馬選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙美馬選挙区選挙長 藤 川 忠 大

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分

徳島県議会議員一般選挙三好第一選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における三好第一選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙三好第一選挙区選挙長 木 内 健 二

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十一時

徳島県議会議員一般選挙名西選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における名西選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙名西選挙区選挙長 岡 崎 仁 美

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十一時

徳島県議会議員一般選挙那賀選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における那賀選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙那賀選挙区選挙長 若 松 英 昌

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十一時

徳島県議会議員一般選挙海部選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における海部選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙海部選挙区選挙長 唐 渡 茂 樹

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十一時

徳島県議会議員一般選挙板野選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における板野選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙板野選挙区選挙長 岡 本 理 恵

- 一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 令和五年四月七日 午前十一時

徳島県議会議員一般選挙三好第二選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における三好第二選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙三好第二選挙区選挙長 森 重 之

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十一時